

建築確認申請等手数料 一覧表

申請に係る床面積の合計	建築基準法第6条1項1号、2号、3号建築以外の確認申請	建築基準法第6条1項1号、2号・3号建築の確認申請	中間検査 (中間検査を当機関で受検された完了検査)	完了検査	ポイント数
100㎡以下	¥18,000.-	¥32,000.-	¥20,000.-	¥22,000.-	2P
100㎡超 200㎡以下	¥28,000.-	¥44,000.-	¥28,000.-	¥31,000.-	3P
200㎡超 500㎡以下	¥40,000.-	¥65,000.-	¥42,000.-	¥45,000.-	3P
500㎡超 1000㎡以下	¥69,000.-	¥110,000.-	¥72,000.-	¥78,000.-	6P
1000㎡超 2000㎡以下	¥100,000.-	¥170,000.-	¥100,000.-	¥110,000.-	10P
2000㎡超 5000㎡以下	¥160,000.-	¥270,000.-	¥170,000.-	¥180,000.-	10P
5000㎡超 1万㎡以下	¥230,000.-	¥380,000.-	¥240,000.-	¥260,000.-	20P
1万㎡超 2万㎡以下	¥320,000.-	¥530,000.-	¥340,000.-	¥360,000.-	20P
2万㎡超 5万㎡以下	¥430,000.-	¥710,000.-	¥450,000.-	¥480,000.-	30P
5万㎡超	¥510,000.-	¥840,000.-	¥550,000.-	¥580,000.-	30P

- * 大阪府・奈良県は検査手数料に遠隔地手数料として、別途 ¥20,000円を申し受けます。
- * 当社の中間検査済み物件の完了検査手数料は、中間検査手数料と同額とします。
- * 構造計算が不要な型式認定の申請は、1号・2号・3号以外の手数料とします。
- * 1号・2号・3号以外で、構造計算書付の物件は、1号・2号・3号の手数料とします。
- * 上記手数料以外に、構造計算適合性判定手数料が、別途必要です。

★2007/12/3付改定事項

- * 構造計算判定の審査を要するものは、判定手数料の他に別途手数料 ¥20,000円を申し受けます。
- * 建築基準法第6条1項1号建築物については、2号・3号と同じ手数料とします。
- * 構造計算の変更を伴わない計画変更は、1号・2号・3号以外の手数料とします。

その他、注意事項

<確認申請について>

- 1 天空率(道路・隣地・北側)の審査が必要なものは、別途審査料各¥5,000を申し受けます。
- 2 避難安全検証法、耐火性能検証法の審査を要するものは、別途審査料各¥20,000円を申し受けます。
- 3 既存建物の構造遡及適用物件に関しては、その遡及に係る面積の2分の1を加算して、申請床面積と読み替えて算定したものの手数料を申し受けます。
- 4 計画変更確認申請手数料は、原則として当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1として算定いたします。また、床面積の増加については、増加する床面積にて算定いたします。
- 5 特定行政庁及び他の指定確認検査機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし手数料の算定を行います。
- 6 用途変更、移転、大規模修繕及び大規模な模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に関連部分(同一棟)の床面積の2分の1を加算した面積を手数料算定面積といたします。
- 7 当機関にご申請頂いた物件を取り下げされ、再度同物件をご申請頂く場合の手数料は、新しい申請とみなして手数料表に定める金額を申し受けます。(減額はございません。)

<中間検査申請について>

- 1 中間検査申請手数料は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。
中間検査対象面積は、特定工程までのすべての面積の合計といたします。
- 2 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 3 当機関で確認済証を交付していない建築物等の中間検査手数料は、手数料表に定める確認審査手数料を加算いたします。
- 4 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2(千円未満の端数切上)を申し受けます。

<完了検査申請について>

- 1 避難安全検証法による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、別途検査手数料¥30,000円を申し受けます。
- 2 当機関で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、手数料表に定める確認審査手数料を加算いたします。
- 3 当機関で検査を行った物件で、手直し等で再度検査を行う場合、手数料表に定める検査手数料の3分の2(千円未満の端数切上)を申し受けます。